

第33回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年3月8日(月) 9:40~9:55

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第33回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催します。

本日の手話通訳者は、「障害福祉課 手話通訳者 山上 美紀(やまがみ みき)さん」と、同じく、「障害福祉課 主査 長尾 和歌子(ながお わかこ)さん」です。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」について、統括調整部長より説明がございました。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況に係る資料をご覧ください。

本日の会議の開催趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認でございます。

3番目、県の対応でございますが、2ページ以降に(2)対策本部各部の対応ということで記述してございますが、追加・変更部分にアンダーラインを引いておりますので、後ほど御確認ください。当該資料の説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

「感染症の状況」等について健康福祉部長より説明がございました。

○有賀健康福祉部長

健康福祉部と右肩にある資料、「新型コロナウイルス感染症について」をご覧ください。県内の感染者発生状況ですが、3月7日までに判明した感染者は820名となっております。入院中の方は24名、宿泊療養施設利用者、自宅療養者については現在いらっしゃいません。

検査の状況、相談センターの相談件数等をご覧のとおりです。また、療養の状況については次のページにございますので御確認ください。

もう一枚おめくりいただきまして、「新型コロナウイルス感染症の発生状況について(変異株の発生)」という資料がございました。

変異株ですけれども、県内で発生した感染症患者の一部について、過去の方のものですけれども、国立感染症研究所に遺伝子解析を依頼したところ、1名の方にE484K変異を有するものが確認されたところでございます。

この変異株ですけれども、1月に発生したクラスター関連の中の感染症患者で、軽症で既に退院している方でございます。この変異株による感染は収束したものと考えております。症例番号、年代、性別及び管轄保健所等はすべて非公表ということにさせていただいております。

変異株ですけれども、E484K変異のみでございまして、いわゆる英国、ブラジル、南アフリカ変異株というものではない、新たなものということになります。

今後も引き続き変異株のスクリーニングを実施して、サンプル調査していきたいと考えています。以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更」等につきまして統括調整部長より説明をいたします。

○貝守統括調整部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長」という表題のある資料をご確認ください。

3月7日までとしていた埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を区域とする緊急事態宣言の期間を3月21日まで延長するということが、3月5日に決定されてございます。

次のページにあります、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」ということで、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が3月5日変更したものを付けてございませぬが、1都3県の期間延長以外は県の対処方針に関わる大きな変更点はございませぬ。内容につきましては、後ほどご確認くださいと思います。

その次の資料、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」の資料でございませぬが、本日付けで変更するものでございませぬ。変更点は5ページの別紙でございませぬが、この協力要請の内容については、3月8日以降もこれまでの協力要請を継続することとしております。なお、真ん中より下、催物の開催のところの※印でございませぬが、イベント開催制限の考え方についてでございませぬ。政府において2月末までの期限としていたものを4月末まで延長したことに伴い、本県の取扱いも4月末まで同様に延長することにしておりますので、ご留意ください。私からの説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして、なにか質問等ございませぬか。

それでは、本部長から指示事項と県民に向けたメッセージをお願いいたします。

○三村青森県危機対策本部長

ではまず、指示事項であります。

只今、関係部長から説明がありましたとおり、去る3月5日、首都圏の1都3県を対象区域とする緊急事態宣言について、期間が延長されました。

これに伴い、県の業務に関して、引き続き、これらの地域への出張は、緊急・やむを得ない場合を除き避けてください。

また、今般の期間延長により、本県の観光産業等へのさらなる影響も懸念されるところであり、その他の分野も含め、期間延長の影響を適切に把握・分析の上、必要に応じ速やかな対応を図るよう指示をいたします。

本県における直近1週間の新規感染症患者の発生は、散発的なものとなっておりますが、緊急事態宣言の延長や、年度末・年度始めにおける感染リスクの高まり等を踏まえ、感染拡大防止に向けて、引き続き、気を引き締めて、全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示をいたします。

続きまして、県民の皆様方へのお願いです。

去る3月5日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長が決定されました。

青森県といたしましては、先の緊急事態宣言発出を踏まえ、1月8日から県民の皆様方に対して緊急事態宣言の対象となっている特定都道府県との不要不急の往来について控えていただくよう要請しているところですが、今般の期間延長に伴い、3月8日以降につきましても同様の御協力をお願いします。

また、3月・4月は進学・就職・転勤等に伴う移動が多くなりますことから、特定都道府県をはじめ感染症患者が多数発生している地域から青森県に移動してくる方におかれましては、

○検温など日々の健康観察を行うこと

- 「三密」となる場面を避けること
- 飲酒を伴う懇親会等を控えること
- 大人数や長時間に及び飲食を控えること
- 感染拡大地域等への旅行を控えること

など、移動前2週間程度は、感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底していただきますとともに、移動後2週間程度は、不要な外出を控えるなど感染防止対策を徹底して下さるようお願いします。

仕事等のための移動や、大学受験・就職活動・各種国家資格試験等のための移動などは、不要不急の往來に該当しないものです。

また、年度末・年度始めは、送別会や歓迎会など会食の機会が増えるシーズンですので、こうした場面においては、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を実践していただくようお願いします。

具体的には、送別会などの会食は、なるべく「普段から一緒にいる人」と「少人数」で行っていただくこととし、

- ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶこと
- 体調が悪い方は参加しないこと
- 会話する時は必ずマスクを着用すること
- 短時間で、深酒やはしご酒などは控え、適度な酒量とすること

などに留意していただくようお願いします。

これらの対策が確保できない場合には、飲食を伴わない開催の検討をお願いします。

政府では、イベント開催制限につきまして、現在の感染状況等を踏まえ、2月末までの取扱いとしていた収容率要件及び人数上限を、当面4月末まで延長いたしました。

これに伴い、本県におけるイベント開催制限につきましても政府の方針に沿って期間を延長しましたので、イベントの主催者の皆様方、施設管理者等におかれましては、引き続き、業種別ガイドラインに基づき、イベントの種類・様態に応じて想定される感染リスクを踏まえ、事前に十分な検討及び準備を行った上で、必要な対策を徹底していただくようお願いします。

なお、ゴールデンウィーク期間中に開催を予定しているイベント等については、現在の開催制限の考え方に沿って準備を進めていただくようお願いします。

本県の感染状況は、先般、県内で初めて変異株の感染例が確認されたところですが、変異株が市中にまん延している状況にはないものと認識しております。

また、新規感染症患者の発生については減少傾向となり、次第に落ち着きを取り戻しつつあります。

一方、全国的には、変異株の感染例が継続的に確認され増加傾向にありますほか、今後、年度末・年度始めという感染リスクがどうしても高まると思われる時期を迎えることを踏まえ、しっかりと感染防止対策を講じていく必要があると考えております。

春の訪れとともに、様々な活動が活発になるものと思いますが、年度末・年度始めの会食や人の移動等が感染拡大の引き金とならないようこれまでも御協力いただいていたところでありますが、県民の皆様方におかれましては、お一人お一人が、十分に気を付けていただくようお願いします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして本日の会議を終了といたします。ありがとうございました。